

学生除籍規程

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学 学生除籍規程

平成 23 年 3 月 1 日

大学規程第 14 号

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪河崎リハビリテーション大学学則（以下「学則」という。）第 23 条第 1 項に規定する学生の除籍について、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の日)

第 2 条 除籍の日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学則第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当する場合にあっては、学長が定める日
- (2) 学則第 23 条第 1 項第 4 号に該当する場合にあっては、当該年度の 9 月 30 日もしくは 3 月 31 日

(取得単位等の取扱い)

第 3 条 前条第 2 項の規定により除籍となった学期に履修した科目の単位については、認定を保留するとともに、当該学期は在学期間に算入しない。

(除籍予告通知)

第 4 条 学長は、学生が第 2 条に該当するおそれがあると認められるときは、学生及び学生の保証人や学費負担者に対し、除籍の手続を行う旨の予告通知をするものとする。

2 前項の通知は、第 2 条第 1 号にあっては、別記第 1 号様式に基づき、また第 2 条第 2 号にあっては、別記第 2 号様式に基づき、簡易書留郵便をもって行うものとする。

(教授会)

第 5 条 学長は、前条の通知後、大学が指定した期日までに授業料が納入されなかった場合は速やかに、当該学生の除籍について教授会に諮るものとする。

(除籍の決定)

第 6 条 学長は、教授会に諮り、除籍を決定し、学生及び学生の保証人や学費負担者に対し、除籍の通知をするものとする。

2 前項の通知は、別記第 3 号様式に基づき、内容証明郵便をもって行うも

のとする。

(除籍の取消し)

第7条 卒業を認定された学期において、学則第23条第1項第4号に基づく除籍を決定された者に限り、大学が特に指定した期日までに未納の授業料等を納付した場合は、除籍を取り消すものとする。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則 (平成28年8月2日大学規程第17号)

この規程は、平成28年8月2日から施行する。

附 則 (平成29年2月21日大学規程第46号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日大学規程第11号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月3日大学規程第13号)

この規程は、平成30年7月3日から施行する。

附 則 (平成31年3月25日大学規程第34号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学
学 長 ○ ○ ○ ○

除籍の予告について（通知）

下記のとおり、大阪河崎リハビリテーション大学学則に定める除籍の事由に該当する見込みですので通知します。

記

1. 専攻・学年
2. 学籍番号
3. 氏名
4. 除籍の理由 大阪河崎リハビリテーション大学学則第23条第○号該当
5. そ の 他

大河大第 号
年 月 日

様

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学
学 長 ○ ○ ○ ○

授業料未納に伴う除籍の予告について（通知）

年度 期の授業料について、 年 月 日現在、完納されておられません。
年 月 日までに全額納入されない場合には、大阪河崎リハビリテーション大学学
則第 23 条に基づき下記のとおり除籍の手続きを取ることとなりますので通知します。
なお、この通知書と行き違いに授業料を納入されている場合には、ご容赦ください。

記

1. 専攻・学年
2. 学籍番号
3. 氏 名
4. 未納金額 円
5. 除籍の理由 大阪河崎リハビリテーション大学学則第 23 条第 4 号該当
6. そ の 他

第3号様式

大河大第 号
年 月 日

様

学校法人 河崎学園
大阪河崎リハビリテーション大学
学 長 ○ ○ ○ ○

除 籍 通 知 書

大阪河崎リハビリテーション大学学則第23条に基づき、下記のとおり除籍したので通知します。

記

1. 専攻・学年
2. 学籍番号
3. 氏 名
4. 除籍の理由 大阪河崎リハビリテーション大学学則第23条該当
5. 除籍年月日 年 月 日